

国立大学法人大分大学学術コンサルティング取扱規程

令和5年7月19日制定 全部改正
令和5年規程第43号

国立大学法人大分大学研究コンサルティング取扱規程（令和2年規程第72号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の役員及び職員（以下「役職員」という。）が、教育、研究及び技術上の専門知識に基づく指導及び助言を企業その他の団体又は個人（以下「申込者」という。）に行うことにより、法人における産学官連携活動を推進するため、学術コンサルティングの取扱いについて定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- （1）学術コンサルティング 申込者の業務又は活動を支援するため、申込者の相談を受けて法人の役職員が研究及び技術上の専門知識に基づく指導及び助言を行い、これに要する経費を申込者が負担するものをいう。
- （2）コンサルティング対応者 学術コンサルティングに対応する役職員をいう。

（申込み）

第3条 法人に対し、学術コンサルティングを依頼しようとする申込者は、学長に申込みをするものとする。

（受入れの決定）

第4条 学長は、学術コンサルティングの申込みがあったときは、大分大学研究マネジメント機構産学官連携推進センター長（以下「センター長」という。）の確認を経て、受入れの可否を決定するものとする。

- 2 前項の受入れは、役職員の職務と同一又は職務の範囲内であり、かつ、役職員の本来の研究等の職務に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り認めるものとする。
- 3 学長は、受入れを決定したときは、その内容について申込者及びコンサルティング対応者に通知するものとする。

（共同研究等に係る協議）

第5条 センター長は、申込みがあった学術コンサルティングの内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その旨を申込者に通知するとともに、取扱いについて協議するものとする。

- （1）国立大学法人大分大学における民間機関等との共同研究取扱規程（平成16年規程第107号）第2条第2号に規定する共同研究
- （2）国立大学法人大分大学受託研究取扱規程（平成16年規程第106号）に規定する受託研究

- (3) 国立大学法人大分大学職務発明規程（平成16年規程第101号。以下「職務発明規程」という。）第3条の規定により取得した知的財産権利の実施許諾又は処分
- (4) 国立大学法人大分大学における研究成果有体物取扱規程（令和4年規程第73号）第3条第1項の規定により法人に帰属した成果有体物の提供

（学術コンサルティング料）

第6条 学術コンサルティングにより申込者が支払う料金（以下「学術コンサルティング料」という。）は、次の各号に掲げるものの合算額とする。ただし、第8条第1項に規定する初回の学術コンサルティング料は無料とする。

- (1) 指導料 コンサルティング対応者の知識、ノウハウ等の提供の対価としての指導料をいう。
 - (2) 必要経費 学術コンサルティングの実施のために必要となる人件費、消耗品費、設備費等の直接的な経費をいう。
 - (3) 間接経費 学術コンサルティングの実施に関連し、指導料及び必要経費（以下「直接経費」という。）以外に必要な経費をいう。
- 2 指導料は、法人と申込者が協議の上、定める額とする。ただし、指導料の単価は、1時間当たり20,000円（消費税等を含む。）以上とする。
 - 3 間接経費は、直接経費の30%に相当する額とする。
 - 4 申込者は、法人から請求のあった日から1か月以内に学術コンサルティング料を納付するものとする。
 - 5 第1項の規定にかかわらず、学長は、学術コンサルティング料の一部又は全部を免除することができる。

（学術コンサルティングの場所）

第7条 学術コンサルティングは、原則として法人内において実施する。ただし、法人外で学術コンサルティングを行うことが適当と学長が認めた場合はこの限りではない。

（学術コンサルティングの内容確認及び中止）

- 第8条 法人は、初回の学術コンサルティングにおいて、当該学術コンサルティングの内容確認を行うものとする。
- 2 前項に規定する学術コンサルティングの内容を確認した結果、コンサルティング対応者による対応が困難であると認められる場合は、当該学術コンサルティングの実施を中止することができるものとする。
 - 3 前項により学術コンサルティングを中止した場合は、第6条第4項の学術コンサルティング料の納付を免除する。

（秘密の保持）

第9条 学術コンサルティングの実施に当たり、コンサルティング対応者が申込者から提供若しくは開示を受け、又は知り得た情報について、申込者と協議の上、非公開とすることができるものとする。

(知的財産の取扱い)

第10条 学術コンサルティングの実施に伴い生じた知的財産の取扱いについては、職務発明規程を準用する。

(事務)

第11条 学術コンサルティングに関する事務は、研究推進部産学連携課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、学術コンサルティングの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年7月19日から施行する。